

四日市市告示第 2 1 4 号

四日市市「男女がいきいきと働き続けられる企業」表彰要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 7 年 4 月 2 1 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市「男女がいきいきと働き続けられる企業」表彰要綱の一部を改正する要綱

四日市市「男女がいきいきと働き続けられる企業」表彰要綱（平成 2 2 年四日市市告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(選考委員会) 第 5 条 (略) 2 及び 3 (略) 4 委員の任期は <u>1 年以内</u> とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。	(選考委員会) 第 5 条 (略) 2 及び 3 (略) 4 委員の任期は <u>1 年</u> とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用する。

(商工農水部商業勤労課)